

週休 2 日工事の発注者指定型の対象工事の拡大について (お知らせ)

令和 5 年 3 月
山口県土木建築部

令和 6 年 4 月からの労働基準法の罰則付き時間外労働規制の建設業への適用を目前に控え、週休 2 日の実現に向けた取組を強化するため、以下のとおり、週休 2 日工事の発注者指定型の対象工事を拡大することとしたので、お知らせします。

1 発注者指定型の対象工事

「原則、請負対象設計額 1 億円以上の工事は全て」から「原則、請負対象設計額 5 千万円以上の工事は全て」とする。

2 適用基準日

令和 5 年 5 月 1 日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

ただし、条件付一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和 5 年 5 月 1 日以降、入札参加資格審査結果を通知するものに適用する。

3 その他

詳細は、技術管理課ウェブサイト（以下 URL）に掲載予定の「週休 2 日工事の実施要領（令和 5 年 5 月）」を参照（令和 5 年 4 月中旬に掲載予定）。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23345.html>

(組織から探す > 土木建築部 > 技術管理課 > 週休 2 日の取組・余裕期間制度の活用について)